平成２７年（フ）第８６６５号
東京都江東区亀戸７丁目40－５－107
債務者　野中　　浩
1　決定年月日時　平成27年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８６６９号
神奈川県相模原市中央区東淵野辺５丁目29－８－307
債務者　野口　　僚
1　決定年月日時　平成27年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８６７０号
埼玉県狭山市祇園７－33－102
債務者　秀高　　充
1　決定年月日時　平成27年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８６７２号
神奈川県横浜市緑区中山町314－８－301
債務者　井上由美子（旧姓瀧本）
1　決定年月日時　平成27年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月８日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８６７５号
東京都江戸川区鹿骨２丁目19－４－303
債務者　内田　知樹
1　決定年月日時　平成27年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月８日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８６７７号
埼玉県狭山市大字南入曽411－４　コリーヌミニヨンＢ203
債務者　井上　憲樹
1　決定年月日時　平成27年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８６７９号
東京都足立区宮城１丁目33－18
債務者　和田　弥生
1　決定年月日時　平成27年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月８日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８６８０号
東京都武蔵野市八幡町１丁目５－２　プリムローズＡ101
債務者　昆　　秀雄
1　決定年月日時　平成27年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月８日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８６８２号
東京都新宿区下落合３丁目10－22－209
債務者　升本由美子
1　決定年月日時　平成27年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８６８４号
神奈川県横浜市泉区岡津町110－３　グレーシアパーク山手台ＥＡＳＴ壱番館502
債務者　高井　公子
1　決定年月日時　平成27年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月８日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８６８５号
東京都立川市西砂町５丁目41－３　グランデールＡ１　311
債務者　井手　君恵
1　決定年月日時　平成27年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月８日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８６８６号
東京都足立区千住緑町３－19－５－102、住民票上の住所東京都荒川区東日暮里１丁目４－10
債務者　滑川　芳夫
1　決定年月日時　平成27年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月８日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８６８８号
千葉県市川市新浜１丁目20－３－106
債務者　田中　恵美
1　決定年月日時　平成27年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８６８９号
東京都府中市小柳町２丁目33－７－Ｂ－102
債務者　小川美佐子
1　決定年月日時　平成27年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月８日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８６９０号
東京都板橋区向原２丁目14－５－202
債務者　外島　真理
1　決定年月日時　平成27年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月８日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部